

一般社団法人流出予測研究所会員規程

制定 平成25年 2月15日理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人流出予測研究所（以下「この法人」という）の会員に関し、定款第6条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会員種別)

第2条 この法人の会員は、定款第5条に定める通り、正会員、法人会員、学生会員、特別会員、名誉会員で構成する。

(入会手続)

第3条 この法人に会員として入会しようとする者は、それぞれ次の各号に掲げる者について、同号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。

(1) 正会員

入会申込書（様式第1号）

(2) 法人会員

入会申込書（様式第2号）、会社概要などパンフレット

(3) 学生会員

入会申込書（様式第3号）

2 理事会は、前項の規定により入会申込みのあった者について、前項の書類を受理してからはじめて開催される理事会において、次の各号に定めるところにより審査を行い、承認不承認の決定を行うものとする。会長は、入会申込みのあった者について、必要な書類を添付して、理事と監事にメールで送付し、入会を承認するか不承認とするかを審議する理事会メール審議を開催することができる。理事の全員がそのメールへの返信等なんらかの形で、他の理事・監事の全員に対して、当該の入会申込みを承認する旨を表明した場合は、入会申込みを承認することとする。理事全員の承認が得られない場合は、継続して理事会による審議事項とする。

(1) 正会員・学生会員

ア この法人の目的に賛同する個人であること

イ 暴力団対策法で指定を受けた暴力団等反社会的団体に属していないこと

ウ 法令等に反する行為を行った者でないこと

エ この法人の秩序を乱さず、信用を傷つける恐れのない者であること

(2) 法人会員

この法人の目的事業を賛助後援する法人またはその他の団体であること

3 (削除)

(入会金および会費)

第4条 この法人の会員は、次に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 年会費 1千円 入会金 なし

(2) 法人会員 年会費(一口) 3万円 入会金 なし

2 学生会員、特別会員、名誉会員は入会金および会費を納めることを要しない。

3 年度の初日(4月1日)に会員である正会員または法人会員は、年会費をこの法人の請求に基づき前納一括納付するものとする。年度の途中で退会しても年会費は返却しない。

4 入会の申し出をした年(以下、初年度という。)の年会費は次に定めるところにより支払うものとする。

(1) 4月1日以降9月30日までに入会の申し出をした者
初年度の年会費は第1項の定める額の2分の1とする。

(2) 10月1日以降3月31日までに入会の申し出をした者
初年度の年会費は免除とする。

5 正会員は年会費を5年分まで前納できるものとする。ただし、前納した期間中に途中退会した場合には返金しないものとする。

(守秘義務)

第5条 この法人は会員の許可を得ずに、会員情報を公開又は使用することはできない。

また、この法人の会員は、会員として知り得たこの法人の非公開情報について、会員登録中又は会員登録解除後も、許可なく公開又は使用してはならない。

(退会手続)

第6条 退会の際は会員番号、氏名、退会する旨と退会時期を明記した退会届(書式自由)を提出するものとする。退会届の提出のない限り会員を継続されるものとみなされる(3月31日締切)。なお、3年以上会費を納めない会員は退会したものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会において決定する。

附 則

この規程は、この法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 1 (平成25年2月15日理事会承認)

(入会手続)に、入会申込みの理事会メール審議について追加。

(平成25年5月27日理事会承認)

(入会手続) に、学生会員の項目について追加。

(入会金および会費) の、入会の申出をした年の年会費について修正。

(入会金および会費) に、年会費の 5 年分前納について追加。

(平成 25 年 11 月 5 日理事会承認)

(入会手続) の、年会費の納付について修正。

(退会手続) を追加。

(平成 26 年 6 月 26 日理事会承認)

(入会手続) 第 3 条 3 の項目を削除。

(退会手続) を修正。3 年以上会費を納めない会員は退会したものとして扱う。

(令和 2 年 3 月 30 日理事会承認)